

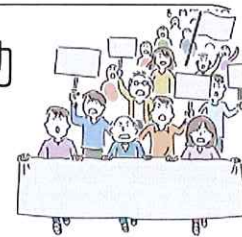
支部の申告書作成会に参加して確定申告書を作ろう！スムーズに作成ができるように昨年の申告書、収支のわかるもの（民商ノートなど）、控除書類などをもってご参加ください。支部会への参加が難しい場合は民商開催の2/26、3/3に事務所での申告書作成ができるように日程調整をお願いいたします。



☆決まっている予定☆

津南支部	2/17 (金) 15:00~	文化センター
中里支部	2/16 (木) 13:30~	(有)服部総業事務所
水沢支部	2/15 (水) 13:30~	水沢公民館
	2/28 (火) 18:00~	水沢公民館
吉田支部	2/20 (月) 18:00~	理容ふるさわ
川治支部	2/15 (水) 18:00~	民商事務所
	2/22 (水) 18:00~	民商事務所
	3/1 (水) 18:00~	民商事務所
中条支部	2/17 (金) 19:00~	桂会館
	2/24 (金) 19:00~	桂会館
中央支部	2/15 (水) 18:00~	民商事務所
	2/21 (火) 13:30~	民商事務所
	3/1 (水) 18:00~	民商事務所
※川西・西・東・下条支部は 2/14、2/17、2/24 を申告作成日として民商事務所を開放しています。		
民商開催	2/26 (日) 13:00~	民商事務所
	3/3 (金) 16:00~	民商事務所

### 3・13 重税反対全国統一行動 十日町集会のご案内



日時 3月10日(金) 13時~  
場所 段十ろう ホール



※当日は集会⇒パレード⇒税務署へ申告書提出⇒懇親会の流れになります。数年ぶりのパレードとなりますので、多くの方に参加を頂きたいと思えます。10日までに申告書の作成を終わらせて重税反対全国統一行動に参加しよう！

### インボイス制度のお話

取引先から急かされてインボイス制度の登録を行う方もいるかと思いますが、実は免税事業者から課税事業者に転換すれば済む簡単な話ではありません。転換によって生じる消費税の納税をどの方法で計算すると一番損しないかを事業所ごとに見極めないと大変なことになります。2割特例や経過措置の80%控除を含めるとどのパターンがいいかは複雑ですぐに答えの出る話ではないので、まずはシュミレーションをして対応を考えましょう。対応によって負担額がどう変わるかを比較できるようにシートを作成しましたので、支部会や事務所によった際にほしい方はお声がけください。

※説明もしながらになると思うので少し時間が取れる時に連絡もらえると助かります。

インボイス制度対応比較シュミレーション		
課税売上高(A)	課税仕入高(B)	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	
①免税事業者のまま 売上の消費税分がもらえないのに、仕入れの時は消費税を含んだ金額で仕入れを行う⇒取り分が減る...		
②標準課税 課税売上高(A) - 課税仕入高(B) = 納税額 <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text"/>		
③2割特例 課税売上高(A) × 0.2(2割) = 納税額 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>		
※3年間(2026.9月を含む年分まで)の経過措置。 ④簡易課税 課税売上高(A) - (課税売上高(A) × みなし仕入率) = 納税額 <input type="text"/> - <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>		
事業区分	みなし仕入率	みなし仕入率
第一種事業者	卸売業、製造業、建設業、サービス業等	80%
第二種事業者	飲食業、宿泊業、娯楽業、運輸業、情報業、電気業、ガス業、情報通信業、不動産業	80%
第三種事業者	卸売業、製造業、建設業、サービス業等(第一種事業者を除く)	70%
第四種事業者	卸売業、製造業、建設業、サービス業等(第二種事業者を除く)	60%
第五種事業者	卸売業、製造業、建設業、サービス業等(第三種事業者を除く)	50%
第六種事業者	卸売業、製造業、建設業、サービス業等(第四種事業者を除く)	40%

①納税額が少ないのを選んでいくことが大事です。また、②と③は申告時に選択可能ですが、②、③の切り替えは2年間できません。